

早稲田大学博士論文(審査報告書)		
	学位記	文科省報告
2004	3830	甲1935 乙

清水克行氏博士(文学)学位請求論文

## 論文題目 「室町時代の都市生活と法慣習」

### 審査要旨

本論文は、室町時代の都市京都を中心とする地域で起こった様々な事象を分析し、そこから当時の法慣習あるいは生活規範といったものをすくい上げ、文化の総体のなかに位置づけることを狙ったものである。

第Ⅰ部「室町社会の法慣習」では、室町期の多様な法慣習の析出を行ったもので、第一章「御所巻」考―異議申し立ての法慣習―では「御所巻」を多くの史料から明らかにしている。この「御所巻」は一般には耳慣れない言葉であり、歴史研究の上でも特段に注目されることはなかったが、論者が収集し、分析を加えることによって、この時代を特徴付ける法慣習であることが明らかとなった。室町幕府の將軍権力に対しての諸大名の異議申し立て行為を指すものであり、守護大名の連合体といわれる室町政権が抱えていた本質的な欠陥をも示すものであることを明らかにしている。ここに史料中の特異な語彙から中世社会の本質に迫る法慣習を導き出すという論者の手法が鮮やかに示されているといえよう。このような手法は程度の差こそあれ、第二章「中世社会の復讐手段としての自害―復讐の法慣習―」、第三章「政権抗争劇のなかの都市民衆―略奪の法慣習―」、第四章「室町幕府「流罪」考―抹殺の法慣習―」、第五章「室町殿の紛争解決法―紛争解決の法慣習―」のいずれにも見えるもので、論者の卓抜した能力を示しているといえよう

第Ⅱ部「室町時代の都市生活」では、京都の中世における都市生活の諸相を描くが、とりわけ本論文の特徴をよく示しているのが、第六章「足利義持の禁酒令について」である。中世京都は、酒の生産と消費が盛んであったことが一般に知られているが、最高権力者が強烈な信仰心から禁酒令を出し、それが諸階層に及ぼした影響を明らかにしたものである。広い意味での文化構造を明らかにしたこの原論文は日本歴史学会賞を受賞している。さらに第七章「正長の徳政一揆と山門・北野社相論」は前章の禁酒政策の波紋が山門(延暦寺)と北野社の政治的対立を生み、「正長の徳政一揆」に帰結することを指摘したものである。前章とあわせて日本中世の禁酒令が政治・社会全般にわたる問題であることが明らかにされ、本論文の特徴をよく示すものとなっている。第八章「ある室町幕府直臣の都市生活」では従来注目されることのなかった幕府外様衆の政治・文化の環境を復原している。外様衆は番衆(奉公衆)より上位であるが、將軍に常に直参するほどの地位でもなかった。しかし、文化レベルは高いものがあり、またそれが彼の所領経営の上でも役立つものであることを明らかにしている。着実な実証を積み上げた本章は騒擾を繰り返す印象のある中世京都の本来の側面を明らかにしているものであるといえよう。

第Ⅲ部「戦国時代の文化変容」では、まず第九章「室町後期における都市領主の住宅検断」で、1980年に勝俣鎮夫氏が発表した論文「家を焼く」を検討し、中世荘園の刑罰の基本が人身の「追放」と住宅の「焼却」にあり、祓い清めに重点があったとする勝俣説の賛否を検討した上で、室町後期における北野社の住宅検断を分析し、焼却→破却→償却の歴史的道筋を新たに提示したものである。刑罰史を中世の文化論に組み込んだ勝俣氏の画期的な論文に、都市的な合理主義を加えた当論文は説得性に富み、また多くの示唆的な内容を有するものとなっている。第十章「織豊政権の成立と処刑・梟首観の変容」・第十一章「「耳鼻削ぎ」の中世と近世」は、織豊政権の京都における刑罰が演出性を過度に有したものであり、女性に対する宥免刑的な「耳鼻削ぎ」が残酷刑と化す状況を示したものである。これらの章では多くの史料提示により、具体的状況を示し、近世社会に向かって静謐を取り戻す状況を明らかにしている点も注目される。第十二章「戦国期における禁裏空間と都市民衆」は戦国期における禁裏空間が都市民衆に対して社会的・文化的な機能を担いながら開放的なものになっており、それが豊臣政権の成立後は制限される方向に向かったことを明らかにしたものであり、天皇制の歴史的性格を考える上で示唆的な内容を含むものとなっている。

以上、十二章にわたる論考において、史料を博搜して、中世における社会現象に独自の視点から分析を加え、多くの事実を明らかにして、新たな文化概念を構築しようとする姿勢は高く評価されるものであるといえよう。

以上のことから博士（文学）の学位を授与するに値するものであると判断される。

2004年6月2日

主任審査委員	早稲田大学教授	博士（文学）早稲田大学	海老澤 衷
	早稲田大学教授		高橋龍三郎
	早稲田大学専任講師	博士（文学）早稲田大学	久保健一郎